

当大使館は、Rua Ramalho Ortigão 51, 6º andar(注:ANACOMのビル内)に移転しました。旧大使館跡地(リベルダーデ通り)に行かないようにご注意ください。

大使館便り



第283号

令和8(2026)年10月19日
在ポルトガル日本国大使館

目次:

- 1 お役立ち情報
- 2 領事・治安情報 (P2～)
- 3 大使館の活動報告 (P6～)
- 4 気になるニュース(P8～)

1 お役立ち情報

New!

(1) リスボン空港到着エリアからリスボン市内へのタクシー料金ゾーン制導入

本年9月、リスボン空港到着エリアからリスボン市内へのタクシー料金について、ゾーン制による定額運賃の導入が発表されました。10月15日以降段階的に、導入されるとのことですが、導入当初は混乱も予想されると思われ、空港からタクシーを利用される際は、運転手に再度確認することをおすすめします。。

これにより、ゾーン1は16ユーロ、ゾーン2は19ユーロ(平日午前7時から午後10時まで。)となります。夜間、週末、祝日は、ゾーン1は20ユーロ、ゾーン2は23ユーロとなるほか、4人を超える乗客がいる場合には追加料金が設定されています。ゾーン1にはアルヴァラーデ、アレイロ、オリヴァイス、パルケ・ダス・ナソンイス等の空港周辺地域が含まれ、ゾーン2にはバイシヤ地区を含むサンタ・マリア・マイオール、サント・アントニオ、ベレン等が含まれます。詳細な対象地域については、各自ご確認ください。

リスボン市役所:

<https://informacao.lisboa.pt/noticias/detalhe/taxis-do-aeroporto-de-lisboa-terao-tarifas-fixas>

[https://informacao.lisboa.pt/fileadmin/atualidade/noticias/user upload/Imagem1.jpg](https://informacao.lisboa.pt/fileadmin/atualidade/noticias/user_upload/Imagem1.jpg)

(2)リスボン日本語補習授業校 講師・ボランティア 随時募集

リスボン日本語補習授業校にて講師・ボランティアを募集しています。詳細については下記までお問い合わせください。

リスボン日本語補習授業校は、ポルトガル国在留の在留邦人子女に対し日本の義務教育課程

に準拠した補習教育を行っています。現在、講師・ボランティアを募集しております。

○講師:

対象:幼稚園～中学3年生

業務内容:日本語の授業、教材作成、行事への参加など

応募資格:日本語教育の経験、またはそれに準ずる知識・能力をお持ちの方

○ボランティア:

業務内容:授業補助、教師補助など

応募資格:日本語能力があり、子どもが好きで、ボランティア活動に興味のある方

勤務日: 毎週土曜、8:45～13:15

勤務地: リスボン日本語補習授業校(詳細は、[補習校 HP](#) を御覧ください。)

その他: 詳細は面接時に説明いたします。

応募方法:履歴書と希望動機を lisbon.japanese.school@gmail.com までお送りください。

(3)佐藤シェフによる料理動画「À Moda do Chefe Sato」配信中

現在、在ポルトガル日本大使館の Youtube チャンネルで佐藤・在外公館料理人による日本食を中心とした料理紹介動画を配信しています。是非ご視聴ください。



<https://youtube.com/playlist?list=PLz08yNYIf6UrHBznaDvjOs3UaQb4890F8&si=eRcqCvWW71cI8l0D>

2 領事・治安情報

(1)消費税免税制度について(リファンド方式への変更のお知らせ) *New!*

令和8年(2026 年)11月1日から、消費税免税制度がリファンド方式へ移行します。これまで免税購入対象者は、免税対象物品を税抜価格(免税)で購入することとされていましたが、リファンド方式移行後は、免税対象物品を通常価格(税込)で購入し、購入日から90日以内に出国時に空港等(税関)で物品を国外に持ち出すことが確認された後に、免税店等(空港トランジットエリア内の免税店を除く)から消費税相当額の返金が行われることとなります。

詳細は、[観光庁 HP](#) 及び [当館 HP](#) を御覧ください。

観光庁リファンド方式動画コンテンツ(日本語):
<https://www.youtube.com/watch?v=cUBoAv4Weno>

なお、2023年4月より免税購入対象者が変更となっております。詳細は、[観光庁 HP](#) をご確認ください。また、リファンド方式移行後は、海外に2年以上在住している日本国籍の一時帰国者が免税対象者であることを証明する書類として、従来の「在留証明」や「戸籍の附票の写し」に

加え、新たに「マイナンバーカード(国外転出の記載があるもの)」が利用可能になります。在留証明の申請については[当館 HP](#) を御確認ください。オンラインでの在留証明申請の場合は[こちら](#)をご確認ください。国外転出者向けマイナンバーカードの申請については、[こちら](#)を御覧ください。

(2)マイナポータルからのパスポートのオンライン申請の運用開始

本年8月25日より、国外転出者向けマイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからパスポートのオンライン申請が可能となりました。

なお、オンライン在留届(ORR ネット)からのオンライン申請も引き続きご利用いただけます。

マイナポータルからの申請方法の詳細については、下記外務省ウェブサイト及びデジタル庁ウェブサイトの操作説明動画やマイナポータルの操作マニュアルをご参照ください。

外務省ウェブサイト:<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>

マイナポータル操作マニュアルウェブサイト: <https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0225.html>

(3)国外に渡航される方への注意喚起

ポルトガルから他の第三国へ旅行や出張などされる場合は、渡航先の法律や習慣に関する情報などを事前に確認することや十分な準備をする(「[たびレジ](#)」登録や海外旅行保険に加入する等)ことで、トラブル等に迅速に対応できるようにしておくことが重要です。

また、渡航中に日本人が一般犯罪や凶悪犯罪、自然災害、テロ等に巻き込まれる事例もありますので、渡航先での情報収集や行動には十分注意をしてください。詳細は[外務省海外安全 HP](#) を御覧ください。

(4)安全の手引き

[「安全の手引き」](#)を更新しましたので御覧下さい。

(5)ポルトガル国外で出生し、ポルトガル国籍を取得しようとする場合

ポルトガル国外でポルトガル国籍の方と日本国籍の方との間に出生されたお子様が、ポルトガル国籍法第1条1項 C の手続にてポルトガル国籍を取得される場合、日本国籍を喪失すると解されるため、ご留意ください。詳細は[当館 HP](#) を御覧ください。

(6)民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)について

民法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 33 号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、2026年 4 月 1 日から、離婚後の親権者を父母双方又は一方を親権者と指定することなどができることとなりました。

改正法の詳細については、[法務省ホームページ](#)及び[改正法に関するパンフレット](#)をご覧ください。

(7)流動型犯罪グループ(トクリュウ)を含めた犯罪組織による海外における闇バイト及び特殊詐欺についての注意喚起

～加害者にならないために～

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2025C056.html

～被害に遭わないために～

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2025C057.html

(8)安全対策情報の掲載について *New!*

海外安全対策情報(2026年7月～9月)は10月下旬に更新します。詳細は、こちらの[リンク](#)から「安全対策情報」をご確認ください。

(9)「在留届」に関するお願い

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は[オンライン在留届\(ORRネット\)のサイト](#)からお願いします。

また、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も上記リンクから手続きくださいますよう、お願いします。

なお、在留届が重複されて提出された場合は、提出日付がより新しい方の在留届が日付の古い方の在留届よりも優先され、古い方は抹消されます。

(10)戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて

2025年5月26日から改正戸籍法が施行されたことに伴い、従前、氏名の振り仮名(フリガナ)は戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に、新たに氏名のフリガナが追加されることになりました。施行以降、氏名の振り仮名の届出を行うことができたが、その届出期間は、本年(2026年)5月25日に終了しました。詳細は[法務省のHP](#)を御覧ください。併せて、[海外居住者向けQ&A](#)も御確認ください。

(11)旅券の集中作成「2025年旅券」に関するお知らせ

ア 2025年3月から、旅券の偽変造対策を強化するため、人定事項ページにプラスチック基材を用いた「2025年旅券」の発給が開始しました。

イ それに伴い、旅券は日本国内で作成され、当館まで配送されることとなるため、4週間程度

の日数を要することとなります。なお、日本国内での申請の場合は、2週間程度の日数を要します。

ウ 交付日については、申請時に予定時期(目途)をお伝えし、具体的な交付日は交付準備が整った段階であらためて御連絡いたします(窓口での書面申請の場合は電話連絡、ORR ネットでのオンライン申請の場合は登録されたメールアドレスにメールを送信します。)

※ 仮受付(郵送申請)サービスの終了

これまで、当館から遠方にお住まいの方については、領事出張サービス実施日や、あらかじめお約束いただいた日に旅券をお受け取りいただく前提で、旅券発給申請書を事前郵送いただき、予約いただいた日に旅券を交付するサービスを行ってきました。しかしながら、旅券の集中作成開始に伴い、こうした対応が困難となるため、2025年3月以降、郵送による事前申請に基づき領事出張サービス実施日や来館日に旅券を交付するサービスは終了しました。

このため、遠隔地にお住まいの方や来館時に交付を希望される方は、オンライン申請の利用を是非とも御検討ください。オンラインにて申請頂ければ、来館いただくのは交付の際のみとなります。オンライン申請の利用方法は、[当館HP](#)から御確認いただけます。

エ 在留邦人の皆様に余裕を持ってパスポートの更新を行っていただけるよう、在留届を提出された方に対し、パスポートの有効期間の満了日が近付いてきた際にご案内メールをお送りするサービスを新たに開始しました。在留届にパスポートの有効期間満了日が登録されていない場合には、上記のご案内メールをお送りすることができません。ご家族の分を含め、在留届にパスポートの有効期間満了日をご登録ください。また、この機会に、在留届に登録されているパスポート番号、住所、電話番号、本籍等についても、最新の情報が登録されているかご確認いただきますようお願いいたします。

オンライン在留届：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

詳細は[当館HP](#)を御覧ください。

(12)在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄本(抄)の提出について

2025年3月以降より、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されました。これにより、旅券の申請及び戸籍謄本の提出を必要とする証明の申請(例：パスポートの新規申請や婚姻証明など)において、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」(以下「符号」)を在外公館窓口に提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書(電子的に戸籍情報を証明したものを)を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄本(抄)の提出が不要になります。

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード(16桁の数字、有効期間3か月)です。マイナポータル上(無料)又は市町村窓口(有料)で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は市町村のHP等でご確認ください。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、[こちら](#)を確認ください。

「オンライン在留届(ORRネット)」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出でき

ます。また、窓口申請においても、「符号」の提示が可能です。

(参考)

●[旅券のオンライン申請](#)

●[証明のオンライン申請](#)

(13)一部証明書のオンライン申請及びクレジットカード等によるオンライン決済の開始

各種証明(一部を除く)のオンライン申請及びこれらの手数料のクレジットカード(デビットカード含む、以下同様。)によるオンライン決済が可能となっています。これまでは、平日の昼間に窓口に来館されて申請を行っていただく必要がございましたが、これからは、夜間、休日問わずオンラインで申請いただけますので、是非ご利用ください。詳細は、当館[HP](#)該当ページを御覧ください。

(14)海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する[特例措置\(ビデオ通話による申請\)](#)も採用しています。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

イ 在外選挙人証交付の迅速化の取組について

従来、在外選挙人証は、市区町村選挙管理委員会が発行し、外務本省を経由して在外公館に送付していました。これが、2024年7月以降は、市区町村選挙管理委員会から在外公館にメールでデータを送付し、在外公館で書面に出力し、申請者に交付する方式に変更されています。

この取組により、在外投票の際に必要な在外選挙人証の申請から交付までの時間が大幅に短縮されることとなり、在留邦人の皆様の利便性の向上につながっています。

詳細は[外務省ホームページ該当ページ](#)を御覧ください。

(15)国外転出者向けマイナンバーカードのオンライン申請開始

国外転出者向けマイナンバーカードの申請(新規交付や有効期限に係る更新など)について、5月26日より全面的にオンライン申請に移行されました。

詳細は[当館 HP](#)を御覧ください。

(16)御来館時のお願い

領事窓口は予約制を採用しています。領事手数料は、窓口では[現金のみの取り扱い](#)となっています。御来館に際し、お釣りのないように御準備ください。

3. 大使館の活動報告

(1)第19回世界こどもハイクコンテスト(2025-2026)表彰式

9月24日、大使公邸において第19回世界こどもハイクコンテスト表彰式を開催しました。表彰式には、ポルトガル国内各地から受賞者とそのご家族・教員の皆様、審査員の方々、コンテストの主催及び協賛企業の方々にご出席いただきました。本コンテストは、日本及び全世界の15歳以下の子供たちを対象に詩と絵で構成された作品を募集するもので、今回はポルトガルからの応募作品の中から大賞4名、入賞10名が選ばれました。加えて、当館が独自に設けた大使館賞も2作品に授与されました。中川大使からは、日本で生まれた俳句がポルトガルでも親しまれていることを嬉しく思うとともに、今後も子どもたちが身の回りの小さなものに目を向けて作詩活動が続けてくれることを願う旨述べました。

表彰式終了後、出席者らは日本食ビュッフェを楽しみながら歓談しました。



(2)SEIKO ブティックのオープニングセレモニー

10月1日、高級時計ブランド SEIKO は、ポルトガルで初の店舗をリスボンの Avenida da Liberdade に近い Rua Rosa Araújo に オープンしました。同日、店舗ではオープニングセレモニーが開催され、日本から菅沼幸明セイコー副社長が参加されるとともに、当館から中川大使も出席しました。



4. 気になるニュース

(1)モンテネグロ首相の国連総会出席

モンテネグロ首相は9月22日から24日にかけて、第81回国連総会出席のためニューヨークを訪問しました。23日にはグテーレス国連事務総長と会談し、国際法、国連憲章及び多国間主義の擁護に向けた同事務総長の取組を評価するとともに、中東やウクライナ情勢などを踏まえ、国連を取り巻く国際情勢について意見交換しました。

24日の一般討論演説では、国際紛争に伴う燃料価格の高騰への対応や、対話と外交を通じた紛争解決の必要性を強調しました。中東については、イスラエルとパレスチナが平和かつ安全に共存する二国家解決を支持し、ウクライナについては、ロシアによる侵略を終結させ、公正かつ永続的な平和を実現する必要があるとしました。また、ポルトガルが2027～2028年に国連安全保障理事会非常任理事国を務めるに当たり、「予防」、「協力」及び「保護」を優先課題に掲げたほか、安保理改革ではアフリカ諸国、ブラジル及びインドへの常任理事国議席の付与を支持しました。

(2)フィッチによるポルトガル国債の格付け引き上げ

9月5日、信用格付け会社フィッチ・レーティングスは、ポルトガル国債の格付け引き上げを「A」から「A+」に引き上げました。フィッチは、公的債務の削減、堅調な財政状況及び経済成長を格上げの理由として挙げました。

ポルトガル国債の格付け改善は過去2年間で4回目となります。今回の格付け引き上げは、フィッチが2024年4月以降に実施した2回目の見直しによるもので、これによりポルトガルの格付けはフランス及びベルギーと同水準となりました。

